

令和5年6月定例会 総務県民生活委員会の概要

日時 令和5年7月3日（月） 開会 午前10時  
閉会 午後 0時21分

場所 第3委員会室

出席委員 松井弘委員長

小川直志副委員長

渋谷真実子委員、保谷武委員、松澤正委員、永瀬秀樹委員、  
齊藤邦明委員、中屋敷慎一委員、野本怜子委員、水村篤弘委員、  
権守幸男委員、岡村ゆり子委員

欠席委員 なし

説明者 [総務部関係]

三須康男総務部長、谷戸典子人財政策局長、大山澄男税務局長、  
高橋厚夫契約局長、高窪剛輔人事課長、齊藤浩信職員健康支援課長、  
須田茂利文書課長、渡邊和貴学事課長、岩崎正史税務課長、  
田中秀幸個人県民税対策課長、平岩亮司管財課長、伊藤佳子統計課長、  
関根健総務事務センター所長、中野純子行政監察幹、新井昌行入札課長、  
島崎二郎入札審査課長、笠原英之県営競技事務所長

黒澤万里子秘書課長

唐橋竜一人事委員会事務局長、

西村憲一人事委員会事務局副事務局長兼総務給与課長、瀧澤幸子任用審査課長

[県民生活部関係]

島田繁県民生活部長、影沢政司県民スポーツ文化局長、  
檜山志のぶ県民共生局長、田辺勝広県民広聴課長、関根良和広報課長、  
竹澤幸一共助社会づくり課長、小川美季人権・男女共同参画課長、  
今川知浩人権・男女共同参画課共生推進幹、高野正規文化振興課長、  
安部里佳国際課長、山口将毅青少年課長、浪江美穂スポーツ振興課長、  
田中康博消費生活課長、大久保忠弘防犯・交通安全課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第79号	埼玉県税条例の一部を改正する条例	原案可決

## 2 請願

議請番号	件名	結果
議請第6号	国に対し「消費税率を5%に引き下げる意見書」の提出を求める請願書	不採択

### 報告事項（県民生活部関係）

- 1 指定管理者に係る令和4年度事業報告書及び令和5年度事業計画書について
- 2 令和5年度における指定管理者の選定について
- 3 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画の策定について
- 4 屋内50m水泳場及びスポーツ科学拠点施設について

### 所管事務調査

- ・県庁舎等におけるバリアフリースイールの表記等について

**【付託議案に対する質疑】**

**渋谷委員**

これまでの自動車税環境性能割の燃費基準の達成度合いも十分な水準であったと思うが、それを更に引き上げるのはどのような趣旨か。

**税務課長**

まず、地方税法では、自動車税環境性能割の税率について、2年ごとに見直すこととされている。前回の見直しが令和3年4月に行われたため、今回の税制改正においても令和5年4月に見直しが行われる予定だった。しかし、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大等を背景とした半導体不足等により、自動車の納期が遅延していることもあり、令和5年12月までは現行区分を据え置くということになった。燃費基準の達成度合いについては、2035年までに新車販売における電動車割合100%という政府目標を達成するため、自動車産業の技術革新等を促していく観点から、全国一律の税制において、段階的に引き上げていくものである。

**岡村委員**

- 1 現行で免税軽油を利用している方が600名程度とのことだが、少なく感じる。改正により、多くの方に制度を利用していただきたいところだが、周知をどのように行っていくのか。
- 2 この改正によって、現在の約600名からどの程度利用が増えるの見込んでいるのか。
- 3 県庁もDX化を進めており、国でも申請のデジタル化が進んでいる。しかし、農業や林業を営む方は高齢の方も多いため、デジタルでの申請が難しく、申請をやめてしまう方もいるのではないかと。そうした中、デジタル化を進めつつも、現行の紙での申請や窓口での対応など、幅広い方法で申請を受け付ける意向はあるのか。

**税務課長**

- 1 現在は、自動車税事務所、川越県税事務所、熊谷県税事務所、春日部県税事務所の4か所において軽油引取税の緊急相談窓口を設け、免税制度に関するチラシ配布や電話相談等を受けている。今回の条例改正について議決された場合には、今回の改正も含めた免税制度の分かりやすいチラシを作成するとともに、緊急相談窓口でのこれまでの周知に加え、農家と接する機会が多い各農林振興センター職員によるチラシ配布や、農業関係団体との連携により、幅広く制度の周知を図っていく。
- 2 既に同様の特例を設けている群馬県と同程度まで利用率が増加した場合、倍増の約600件の増加が見込まれる。
- 3 免税軽油については、紙により窓口で申請していただくことを基本としているが、一方でオンライン化への社会の流れもある。令和6年10月から地方税における手続をインターネットにより行うシステムであるeLTAxにおいて、軽油引取税も対応予定となっており、紙と電子による申請を併せて進めていく。手続が煩雑な点については、二つの対応を考えており、まず、免税軽油制度の更新時に提出するカタログや機械の写真については、内容の変更がなければ再度の提出は不要とする、いわゆるワンスオンリー

化を進める。また、免税軽油の申請時に提出していただく耕作証明書については、各市町村の農業委員会とのバックオフィス連携に取り組むことにより、申請者からの提出を不要としたい。こうした工夫により、利用者の拡大を図っていく。

### 岡村委員

周知が非常に重要だと考えている。倍増を目標に取り組むとのことだが、各農林振興センターや農協、組合などに届くようアプローチしていただきたいがどうか。

### 税務課長

農業関係の各団体に対し、あらゆる機会を捉えて周知することにより利用者の増加を図っていく。

### 保谷委員

- 1 軽油引取税について、農業関係及び林業関係に限って特例措置を設ける理由は何か。
- 2 農業及び林業そのものではなく、加工する段階で工場や選果場で使用するディーゼル発電機やフォークリフトに使う軽油は対象にはならないのか。

### 税務課長

- 1 地方税法においては、免税軽油の購入数量が少量である場合や、特別の事情があると認められる場合には、都道府県は条例において報告期限の特例を定めることができることとされている。今回の条例改正では、購入数量が少量であることについては3キロリットルとし、特別の事情については、総務大臣通知において挙げられている、その使用が特定の時期に集中していること等により毎月の報告が過重な事務負担となると考えられる場合を踏まえたものである。そこで、免税軽油の使用が特定の時期に集中する4業種に限定して、特例の対象とした。
- 2 免税の対象となる機械は地方税法で定められており、工場内で使用するディーゼル発電機については、免税の対象とならない。一方、フォークリフトについては業種によって免税の対象となる場合がある。例えば、生コンクリート製造業者が材料の積卸しに使用する場合や、倉庫業が荷物の積卸しに使用する場合などにおいては、免税の対象となる。ただし、生コンクリート製造業や倉庫業が使用する軽油は、免税の対象となる場合があるものの、今回の条例改正による報告頻度の緩和の対象とはならない。

### 保谷委員

購入予定数量が年間3キロリットル以下というのが基準になるとのことだが、農業の場合、規模感としてはどの程度か。例えば、人数や年間の出荷額がどの程度など具体的な規模感はどうか。

### 税務課長

本県条例においては、少量を年間3キロリットルと規定している。その制定経緯については、報告の頻度を毎月から一年に一度に緩和した平成10年度において、免税軽油を利用している約9割以上の方の購入数量が3キロリットル以下であったことを踏まえたものである。何人までというところまでは申し上げられないが、3キロリットルの軽油は200リットルのドラム缶15本分に相当し、多くの方が3キロリットル以下の軽油で農業を営んでいる。

## 野本委員

自動車税に係る改正について、燃費基準が変わるということだが、本県の令和6年度、令和7年度の影響額はどの程度か。

## 税務課長

令和6年度、令和7年度それぞれの影響額を見込むのは難しく、制度が平年度化して以降の見込みとなるが、国全体では約450億円の増収が見込まれている。この450億円のうち埼玉県シェアは約5%であることから、約25億円の増収が見込まれる。

---

### 【付託議案に対する討論】

なし

---

### 【請願に係る意見（議請第6号）】

#### 松澤委員

議請第6号について、不採択を求める立場から意見を述べる。消費税については、社会保障と税の一体改革において、消費税をはじめとする税制抜本改革で安定財源を確保し、社会保障の充実と安定化及び財政健全化の同時達成を目指すため、税率が決定されたものである。よって、本請願は不採択とすべきである。

#### 岡村委員

議請第6号について、不採択を求める立場から意見を述べる。消費税は景気に大きく左右されにくく、安定した財源を得やすいものであり、年金、医療介護、子供、子育て支援といった、これからの国はなくてはならない財源と考えられる。よって、本請願は不採択とすべきである。

---

### 【所管事務に関する質問（県庁舎等におけるバリアフリートイレの表記等について）】

#### 齊藤委員

- 1 バリアフリートイレのそれぞれの機能が分かりやすい表記にすべきではないかという観点から質問する。県庁舎のトイレを見ると、文字やピクトグラムなど様々な表記があり、分かりにくいと感じた。現在、県庁舎等ではどのように表記することとしているのか。
- 2 入札時にバリアフリートイレと表記するよう共通認識を持つべきではないかと考えるが、県発注工事では、現在どのような表記になっているのか。多目的や多機能トイレなど、表記が統一されていないのではないか。

#### 管財課長

- 1 バリアフリー法に関する国土交通省のガイドラインでは、多機能・多目的等の名称を使用せず、利用対象及び機能をピクトグラム等のみで表示することとしており、県では今後もこのガイドラインに沿った表示をしていく。
- 2 入札時の表記については統一したルールはなく、実際に多目的トイレという名称を使用している場合もあることを確認した。

#### 齊藤委員

今後はバリアフリートイレと表記していくべきではないか。

## 管財課長

県庁舎のトイレの表記については、引き続きバリアフリー法のガイドラインに沿った方法とさせていただきたい。入札時への表記については、多機能、多目的といった表示は適切ではないため、使用しないようにしたい。これまでは車いす用トイレに、オストメイトやベビーベッド、ベビーチェアなど様々な機能を追加したものを総称して多機能・多目的と表記していた。バリアフリー法ではこれを改め、トイレの機能分散を進めるとともにバリアフリートイレという名称を用いることとしている。一方、ベビーベッドやベビーチェアだけがあるトイレもバリアフリートイレという名称になるが、一般的にこの名称を使用すると、機能の分かりやすさに疑問が生じる。どのような名称が適切かは、今後よく検討し、機能が分かりやすい表記となるよう努めていく。